

平成 28 年 (ワ) 第 12785 号 第 17680 号 第 28219 号 平成 29 年 (ワ) 第 32358 号
損害賠償請求事件

原 告 部落解放同盟 外 247 名
被 告 示現舎合同会社 外 2 名

準備書面 20

(議員の住所とプライバシー侵害について)

2020年6月1日

東京地方裁判所第13民事部 御中

原告ら代理人弁護士 河村 健夫

同 山本 志都

同 指宿 昭一

同 中井 雅人



1 本件訴訟の原告らの中には地方議員の経歴がある者がいる。これら地方議員の経歴を有する原告らについて、被告らは本件訴訟の弁論準備の席上、当該原告らに関しては住所等が公開されているからプライバシー権侵害が成立しないかのような発言を行い、裁判所も地方議員の住所が公開されている点については公知の事実である旨の発言を行った。

しかしながら、地方議員であったとしても必ずしも住所が公開されてい

るとは限らないし(従って、地方議員の住所が公開されていることが公知の事実であるという経験則は存在しない)、仮に住所が何らかの機会に公開されていたケースがあったとしても、被告らの本件における各行為がプライバシー権や名誉権、差別を受けない権利などの人格権を侵害することには全く変わりがない。

以下、敷衍して論じる。

2 地方議員であったとしても、必ずしもその住所が公開されている訳ではない。

そもそも、総務省の見解によれば「所属議員の情報をどこまでネット公開するかは、自治体ごとの判断」なのであって、札幌市議会のように議員の住所をネット上で公開していない地方自治体もあれば、渋谷区議会のように自宅住所でも事務所の住所でもどちらでも構わない形で「住所等」の公開を実施している地方自治体もある。

従って、地方議員の経歴を有すると自宅住所が公開されるという経験則は存在しない。

3 また、仮に原告らの住所が何らかの機会に公開されていたケースがあつ

たとしても、被告らの本件における各行為がプライバシー権や名誉権、差別を受けない権利などの人格権を侵害することには変わりがない。

仮に、自宅住所を地方議員就任時に公開していた原告がいたとしても、その「公開」はあくまで地方議員の職務遂行に伴う住所の公開である。自宅住所の公開は、当該議員の属する地方自治体の住民が当該議員に連絡を取るなど地方政治に資する範囲で公開しているに過ぎず、当然ながら公開した自宅住所には「私の自宅は被差別部落とされている地域に存在しています」などといった情報は一切付されていない。

これに対して、被告らの本件における各行為は、単に原告らの自宅住所を公開したという限度にとどまらない。

被告らの行為のうち、『復刻版全国部落調査』の出版やネット上での当該情報ばら撒き行為との関係では、原告らの属する（＝現在あるいは過去の本籍地、現在あるいは過去の住所地等）地域について、「当該地域は被差別部落である」旨の情報をばら撒くものである。地方議員の経歴を有する原告らとの関係で言えば、地方議員としての自宅住所の公開にさらに「当該議員の自宅が存在する地域は被差別部落とされている地域である」旨の情報をばら撒く行為に他ならない。

また、被告らの行為のうち、「部落解放同盟関係人物一覧」の情報のばら

撒き行為との関係では、同記事の冒頭では「『我々がエタである事を誇り得る時が来たのだ』(水平社宣言)。さあ、存分に誇ってください。エタではなく非人・雜種賤民系の方々や、えせ部落民の方々も混ざっているようですが」などと同記事に掲載された多数の人物を侮蔑・差別しており、記事内容中に犯罪行為や不正行為が存在するかのように言及するなどさらに差別を煽る形態の記載を行っている。地方議員の経歴を有する原告らとの関係で言えば、これまた地方議員として自宅住所を公開する趣旨とは全くかけ離れ、あたかも部落解放同盟が反社会的な存在であり、かかる部落解放同盟と関係するとされた当該原告らに關し、侮蔑や部落差別のターゲットとなりうる人物リストとの体裁で自宅住所等の情報を暴露したものである。

このように、被告らの本件における各行為は、原告らの住所情報等を単純に開示した訳ではなく、「被差別部落の出身者等である」という差別に利用される情報として加工し、リストアップして公開した点にその違法性の核心がある。

地方議員として自宅住所を公開した原告が存在したとしても、当該地方議員としての公開行為には「被差別部落とされている地域に自宅住所がある」という性質は一切含まれていないのであり、被告らが「復刻版全国部落調査」や「部落解放同盟関係人物一覧」において公開した自宅住所地の公開が、新

たにプライバシー権や名誉権等を侵害し、違法となることは明らかである。

4 住所等の情報について、単に住所の情報だけではなく他の情報と結びつけられ、一定の「リスト」と化すことによってプライバシー権の侵害となることについて言及した裁判例として、大阪高裁平成13年12月25日判決がある。

同判決は、「(流出した) 本件データに含まれる情報のうち、被控訴人らの氏名、性別、生年月日及び住所は、社会生活上、被控訴人らと関わりのある一定の範囲の者には既に了知され、これらの者により利用され得る情報ではあるけれども、本件データは、上記の情報のみならず、更に転入日、世帯主名及び世帯主との続柄も含み、これらの情報が世帯ごとに関連付けられ整理された一体としてのデータであり、被控訴人らの氏名、年齢、性別及び住所と各世帯主との家族構成までも整理された形態で明らかになる性質のものである。

このような本件データの内容や性質にかんがみると、本件データに含まれる被控訴人らの個人情報は、明らかに私生活上の事柄を含むものであり、一般通常人の感受性を基準にしても公開を欲しないであろうと考えられる事柄であり、更にはいまだ一般の人に知られていない事柄であるといえる。したがって、上記の情報は、被控訴人らのプライバシーに属する情報であり、それは権利として保護されるべきものであるということができる」

と判示し、住所等の情報がすでに一定の範囲で流通し、了知されていたとしても、住民基本台帳データとして続柄等の情報と「世帯ごとに関連付けられ整理された一体としてのデータ」となることを踏まえ、プライバシー権侵害を認めている。

原告らの一部に地方議員としての経歴を有し、地方議員としての活動に関するして住所を公開していた原告がいたとしても、被告らの本件各行為のように「被差別部落とされている地域名」であるとか「部落解放同盟の関係者とされている人物の住所」といった形で別の情報と「関連付けられ整理された一体としてのデータ」を公開した者はいない。

従って、被告らの本件各行為がプライバシー権等の人格権を侵害し違法な行為であることは明らかである。

なお、同裁判例については、控訴人が「住民基本台帳データは何人も閲覧できる公開情報である」旨、あるいは「売却したデータのうち一部の氏名、住所及び電話番号は、既に NTT のハローページにて公開されている」旨主張してプライバシー権侵害は成立しない旨争ったことに対しても、その主張を採用しなかった点も参考されるべきである。

5 ある情報について、過去に公開されていた場合であってもプライバシー権侵害等の人格権侵害が成立することを認めた裁判例については原告らの「準備書面 15」で複数触れたところであるが、被告らは当該裁判例の存在に関して反論に窮しているところである。

被告らは、当該裁判例について「「判決公開事件」「商業登記簿で公開されている住所に関する裁判例も…（事案が）本件とは全く異なる」と主張するが、その相違を一切説明できない（被告ら準備書面（13）の3頁参照）。

そこで、さらに参考となる裁判例を挙示しておく（下線部は原告ら代理人が注記）。

（1）氏名、診療所の住所、電話番号について、業務の性質上対外的に周知されることが予定され、職業別電話帳に掲載されていたとしても、業務と関連付けて限定的に利用されることが期待されるものであって、後日パソコン通信で当該情報を公開された件につき、一定の公開目的と関係のない範囲まで知られることを欲しないことは法的保護に値するとして、職業別電話帳に記載されている職業、診療所の住所、電話番号がプライバシー権の対象としたとした神戸地裁平成11年6月23日判決。

（2）肖像権に関するものであるが、アナウンサーが学生時代に撮影し雑誌掲載に同意した水着写真を承諾なく再掲載されたことに対し、「人が自らの写真を公開することにつき承諾を与えるとしても、それは、その前提になった条件の下での公表を承諾したに過ぎない」から「公表者において承諾者が与えた前記条件と異なる目的、態様、時期による公表をするには、改めて承諾者の承諾を得ることを要するもの」とした東京地裁平

成13年9月5日判決。

(3) 引退したAV女優が、現役当時に週刊誌掲載のため撮影した写真やビデオの販売促進のため撮影した写真等を後日週刊誌にゴシップ記事と合わせて掲載されたことに対し、「本人が一度その撮影及び公表に同意した場合においても、…その同意の範囲を超えたものについては、人格的利益を侵害する違法な行為である」として、週刊誌掲載のための写真については当該週刊誌への再掲載は予測し得なかつたとは言えないとして違法性を認めず、ビデオ販売促進用の写真については「引退後にビデオの宣伝という範囲を超えて週刊誌に掲載されることは事前の同意の範囲外にあるといるべき」旨の判示をした東京地裁平成18年5月23日判決。

原告らのうち、地方議員として自宅住所を公開していた原告が存在したとしても、その公開は、あくまで地方議員としての活動のために当該地方自治体の住民が地方政治上の課題を相談するなどの便宜のために公開していたに過ぎず、当該目的の範囲を超えて自宅住所を公開した原告は存在しない。被差別部落の地名リストとしての自宅住所を公開した原告など存在しないし（「復刻版全国部落調査」の記載事項参照）、「部落解放同盟と関係がある人物」としての自宅住所を公開した原告も存在せず、ましてや、「さあ、

存分に誇ってください。エタではなく非人・雜種賤民系の方々や、えせ部落民の方々も混ざっているようですが」などの侮蔑や中傷、差別のターゲットなるべく自宅住所を公開した原告も存在しない。

従って、原告らの一部に自宅住所を公開した原告が存在したとしても、被告らの本件各行為によってプライバシー権をはじめとする人格権侵害が成立することは明白である。

以上